

新型コロナウイルス感染症患者の入院医療及び療養体制

PCR検査陽性の判明

保健所

患者情報、医師の診断結果、
疫学調査結果等の報告

入院医療コントロールセンター

患者の年齢、症状、基礎疾患の有無
等から、入院又は療養を選定

(患者の移送は保健所が実施)

入院治療を要する者

- ・中等症以上の者(酸素吸入を要するなど)
- ・重症化のおそれが高い者(※)

- ※ 重症化のおそれが高い者
- 1 高齢者
 - 2 基礎疾患がある者
 - 3 免疫不全状態である者
 - 4 妊娠している者

入院治療を要さない者

- ・右記の要件に該当しない者
- ・重症化のおそれが高い者(※)と同居する者

以下の要件に該当する者

- ・無症状(接触者健診で陽性判明)
- ・概ね60歳未満
- ・生活面で自立(概ね中学生以上)
- ・見守りできる同居者がおり、自宅内で感染拡大防止策が実施可能

医療機関

入院治療

宿泊施設

- ・看護師による健康観察(1日2回以上)
- ・医師の施設巡回による状況確認(1~2日に1回)
- ・新型コロナウイルス感染症以外の疾患に対するオンライン診療(医療・薬局)

自宅

- ・保健所の保健師による健康観察(1日1~2回)
- ・医師による状況確認(1日1~2回)
- ・新型コロナウイルス感染症以外の疾患に対するオンライン診療(医療・薬局)

病状が軽快した場合は、PCR検査前に、入院医療コントロールセンターを通じ移行調整

病状が悪化した場合は入院医療コントロールセンターを通じ入院調整

退院(入院勧告解除)

- ①医師が軽快したと判断後、24時間以降にPCR検査を実施。
- ②①が陰性の場合、その検体採取後、24時間以降にPCR検査を実施。
- ③①②続けて陰性が確認できた場合は退院。

療養の解除

- ①概ね1週間を経過し、医師が軽快したと判断後、24時間以降にPCR検査を実施。
- ②①が陰性の場合、その検体採取後24時間以降にPCR検査を実施。自宅療養の場合は、同居者のPCR検査をあわせて実施。
- ③①②続けて陰性が確認できた場合は療養を解除。

- ・ いずれも、解除後フォローアップを実施(4週間:体調変化時に連絡を受けて対応)